

# 下北若手人財育成塾 公開講座「一步を踏み出す勇気を持とう」

日時：10月31日(土) 13:30~17:00 ※参加無料

場所：むつ来さまい館 イベントホールB

講師：認定NPO法人テラ・ルネッサンス 理事 おにまる まさや 鬼丸 昌也 氏

講師紹介：「すべての活動はまず『知る』ことから」を信念に掲げ、地雷被害の悲惨さや子ども兵の実態などを多くの人々へ伝えるための講演を行っているほか、世界各地において地雷除去支援などに取り組んでいます。

申込先：下北地域県民局 地域連携部 地域支援室 担当：三浦

(問合せ先) TEL:0175-22-1195(直通) FAX:0175-22-1176 e-mail:nodoka\_miura@pref.aomori.lg.jp

※申込みされる際は、お名前・お住まいの市町村・連絡先をお伝えください。

## ◆ 軽油引取税と不正軽油について

下北地域県民局県税部からお知らせ

軽油引取税とは、バスやトラック等の燃料である軽油の引取り（購入など）に対して、1リットルにつき32円10銭が課税される県の税金です。不正軽油とは、県知事の承認を受けずに、軽油に主に灯油や重油を混ぜて、軽油と偽り製造、販売及び使用されているものです。

この不正軽油の製造、販売及び使用することは法律で禁じられている脱税行為であり、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。不正軽油を製造、販売及び使用すると、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられるほか、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などもすべて罰せられます。

次のような不正軽油に関する情報がありましたら、下北地域県民局県税部までご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
- 著しく廉価な軽油を売り込みに来た。
- 自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

不正軽油の撲滅にご理解・ご協力をお願いします。

<お問合せ先> 下北地域県民局県税部 ☎22-8581 (内線207)

## ◆ 浄化槽を正しく使いましょう

むつ環境管理事務所からお知らせ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

- ① 定期的な保守点検
- ② 年1回の清掃
- ③ 法定検査の受検（使用開始後及び年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを判定するので、一般社団法人青森県浄化槽検査センター（電話017-726-9500）が行います。

また、浄化槽の使用開始時や廃止時、所有者の変更時などには、むつ環境管理事務所（電話 33-1900）への届出等が必要です。

<お問合せ先> むつ環境管理事務所 ☎33-1900

## 相談窓口等のお知らせ

### ◆ 多重債務相談窓口

受付日時…月金(祝日・年末年始除く)  
8時30分~16時30分  
(12時~13時は除く)

受付場所…青森財務事務所

(青森市新町2-4-25)

内容等…東北財務局青森財務事務所では、多重債務相談窓口を設置しております。相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等の専門機関に引き継ぎを行います。

相談は秘密厳守・無料です。

お気軽にご相談ください。

〈問合せ先 及び 電話相談〉

青森財務事務所 ☎017-774-6488

### ◆ 表示登記無料相談会

開催日時…10月31日(土)

午前10時~午後3時30分

開催場所…青森地方法務局 むつ支局

内容等…青森地方法務局職員と土地家

屋調査士が不動産における表

示に関する登記、筆界特定手続

等に関して相談会を開催しま

す。家を新築した・家を増改築

した・土地を分けた場合等の

登記手続き、土地の境界のトラ

ブル等のご相談承ります。な

お、当日は電話による無料相談

も行います。

〈問合せ先 及び 電話相談〉

青森県土地家屋調査士会

☎017-722-3178